

■事業計画認定までの流れ

事業計画の発案・企画、連携調整（事業者）

- ・農林漁業者、中小企業者による発案・企画
- ・必要に応じて、有機的な連携や共同申請に向けた連絡調整

有機的な連携体の構築

相談（事業者 ⇒
九州経済産業局、九州農政局、中小機構、商工団体等）
※随時受付

- ・事業計画の具体化に関する相談
- ・事業計画の主旨、体制、計画等の申請要件の確認
- ・支援制度の説明

■申請（申請者 ⇒（申請先）九州経済産業局または九州農政局）

■評価委員会（申請者プレゼン⇒外部有識者）

- ・申請事業者によるプレゼン
- ・外部有識者の評価委員による事業計画の評価

■認定（九州経済産業局、九州農政局、共管省庁）⇒認定書交付・公表

- ・認定後、事業者は支援制度等を活用し事業計画を実施

認定スケジュール （年度毎に日付は決定）

事務局	第1回	第2回
各機関で対応	～8月	～12月
九州経済産業局	8月	12月
	9月	1月
	10月	2月

【制度融資等支援施策の活用】